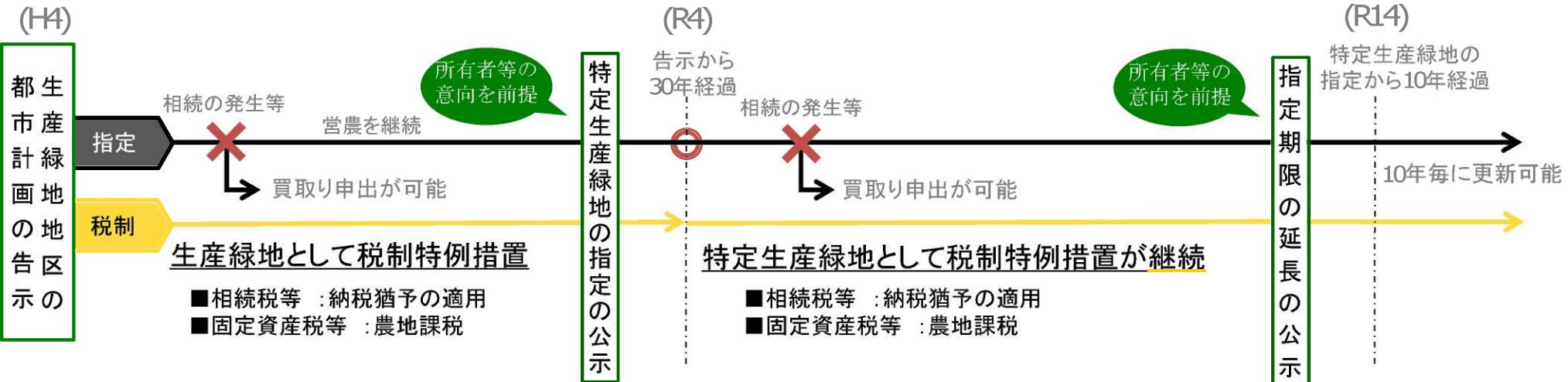


■ 生産緑地法: 特定生産緑地制度

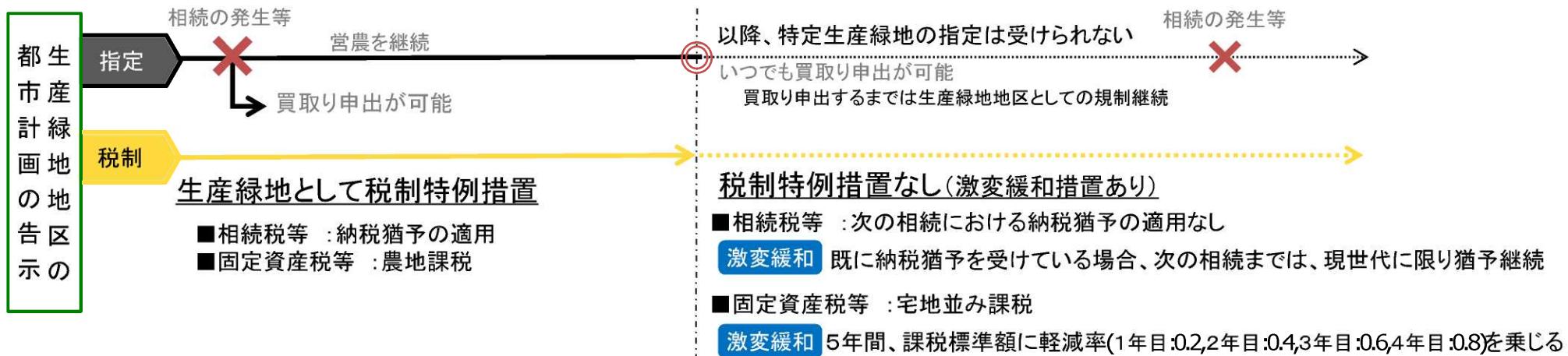
平成30年4月1日施行

- ・生産緑地の所有者等の意向を基に、市町村は当該生産緑地を特定生産緑地として指定できる。
- ・指定された場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後」から、10年延期される。
10年経過後は、改めて所有者等の同意を得て、繰り返し10年の延長ができる。

特定生産緑地に指定する場合



特定生産緑地に指定しない場合



特定生産緑地の指定メリット（農家向け）

○生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取り申出が可能となることから、従来、適用されていた税制措置が変わります。引き続き、都市農地の保全を図るため、特定生産緑地制度を創設し、所有者の意向を踏まえ、買取り申出期間を10年延伸できることとしました。

○特定生産緑地を選択することで、農地の保有や相続における様々なメリットがあります。
制度内容を十分にご理解の上、ご判断頂きますようお願いいたします。

※都市計画決定から30年経過前までに選択しないと、指定できなくなります。ご注意ください。

営農を続ける際のメリット

特定生産緑地を選択

- 固定資産税等は引き続き農地評価です
特定生産緑地の固定資産税・都市計画税は引き続き、農地評価・農地課税です。
- 10年毎に継続の可否を判断できます
特定生産緑地の指定は、10年毎の更新制です
(10年の間に相続が生じた場合、これまで同様、買取り申出が可能です)。

特定生産緑地を選択しない

- × 固定資産税等の負担が急増します
5年後には、ほぼ宅地並み課税の税額まで上昇します。
- × 30年経過後は、特定生産緑地を選択することはできません
特定生産緑地は、生産緑地地区の都市計画決定後30年が経過する前までにしか指定できません。

相続する際のメリット

特定生産緑地を選択

- 次の相続での選択肢が広がります
次世代の方は、次の相続時点で相続税の納税猶予を受けて営農を継続するか、買取り申出をするかを選択できます。
- 農地を残しやすくなります
次世代の方が、第三者に農地を貸しても、相続税の納税猶予が継続する見込みです(現在、新たな貸借制度を検討中)。

特定生産緑地を選択しない

- × 次の相続での選択肢が狭まります
特定生産緑地を選択しないと、次世代の方は納税猶予を受けることができません
(現世代の納税猶予は、次の相続まで継続します)。